

愛知県健康・快適居住環境専門家会議開催要領

(目 的)

第1 愛知県健康・快適居住環境確保対策運営要領第4の規定に基づき健康・快適居住環境専門家会議（以下「専門家会議」という。）を開催する。

(業 務)

第2 専門家会議は、次の業務を行う。

- (1) 健康で快適な居住環境を確保するための事業（以下「事業」という。）について、助言及び評価を行うこと。
- (2) その他事業の推進に関すること。

(構成員)

第3 専門家会議は、別表に掲げる学識経験者等により構成する。

(議 長)

第4 専門家会議に議長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 議長は、会議を統括する。
- 3 議長は、必要に応じ専門家会議に学識経験者等の出席を求め意見等を聞くことができる。

(招 集)

第5 専門家会議は、必要に応じて保健医療局長が招集する。

(会議の公開)

第6 専門家会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開とすることにより専門家会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、専門家会議が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

- 2 専門家会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録の保存年限)

第7 専門家会議の会議録の保存年限は、5年とする。

(庶 務)

第8 専門家会議の庶務は、保健医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、専門家会議の運営に関して必要な事項は、議長が専門家会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別 表

愛知県健康・快適居住環境専門家会議構成員

氏 名	役 職 名
青 木 哲	岐阜工業高等専門学校建築学科教授
上 島 通 浩	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
吉 兼 博 美	一般社団法人愛知県薬剤師会専務理事
武 田 博 幸	愛知県建築局公共建築部住宅計画課長
宇 佐 美 毅	愛知県新城保健所長

(順不同)